

山口市就学援助制度の適正化に向けた
提 言 書

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

山口市就学援助制度適正化検討委員会

目 次

	頁
はじめに	1
1 本市の就学援助制度の現状と課題	
(1)本市の就学援助制度	2
(2)本市の状況	2
(3)県内各市の認定率の推移及び基準額	4
(4)本市の就学援助制度の適正化に向けたこれまでの取組み	5
① 就学援助制度の見直し	
② 平成19年度検討委員会の提言内容	
③ 平成23年度検討委員会の提言内容	
④ 平成26年度検討委員会の提言内容	
⑤ 平成29年度検討委員会の提言内容	
⑥ 本市制度の課題	
2 令和2年度制度内容の検証	
(1)検証項目	8
(2)検証内容	8
① 支給品目ごとの支給額の妥当性について	
② オンライン学習通信費について	
3 適正化に向けた具体的方策の提言	
(1) 支給品目ごとの支給額の妥当性について	11
(2) オンライン学習通信費について	11
(3) その他留意点	11
おわりに	13

【資料】

山口市就学援助制度適正化検討委員会委員名簿	14
山口市就学援助制度適正化検討委員会会議内容	15
山口市就学援助制度適正化検討委員会設置要綱	16
山口市就学援助交付要綱	18

はじめに

本検討委員会は、山口市教育委員会から本市の就学援助制度を『真に経済的に就学困難な児童・生徒を援助する制度』として適正化するため、就学援助制度の基本的なあり方とその具体的な方策について検討を依頼され、市民の視点で様々な角度から検討を行い、また教育現場や地域・地区からの意見も取り入れ、これまで過去4回（平成20年2月、平成23年12月、平成27年2月、平成29年11月）にわたり、就学援助制度の適正化に向けた提言を行ってきたところである。

今回の就学援助制度の適正化に向けての検討は、前回の提言の後、3年が経過するため、社会情勢や経済状況の変化に対応した制度として運用されるよう、検証を行ったものである。

本年、新型コロナウイルス感染症による全国規模での学校休業により、国のGIGAスクール構想の取り組みが加速されたことや、Society 5.0時代を生きる現代の子どもたちにとって、情報活用能力が言語能力や問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、今後ICTを基盤とした先端技術等を効果的に活用した取り組みが推進されていく中で、就学援助制度についても時代の変化に対応した実態に即した支援が必要とされる。

本検討委員会は、時代の移り変わりに対応しつつ、本市における就学環境の特性にも配慮しながら、より実情・実態に即した制度が構築できるよう提言を行い、すべての児童・生徒が安心して就学できる環境になることを期待する。

1 本市の就学援助制度の現状と課題

(1) 本市の就学援助制度

就学援助制度は、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定された学校教育法第19条に基づき、生活保護法第6条第2項に該当する要保護者と要保護者に準ずると認められる準要保護者を対象として、義務教育を受けるために必要な経費の援助を行うための制度であり、本市では、山口市就学援助費交付要綱を定め、就学援助を行う基準となる需要額の1.3倍未満(区分1)、1.3倍以上1.5倍未満(区分2)、1.5倍以上1.87倍未満(区分3)の3つの区分に分け、区分に応じた支給品目、支給額の就学援助を行っている。

※需要額・・・生活保護基準を基に算定した世帯の基準額

(2) 本市の状況

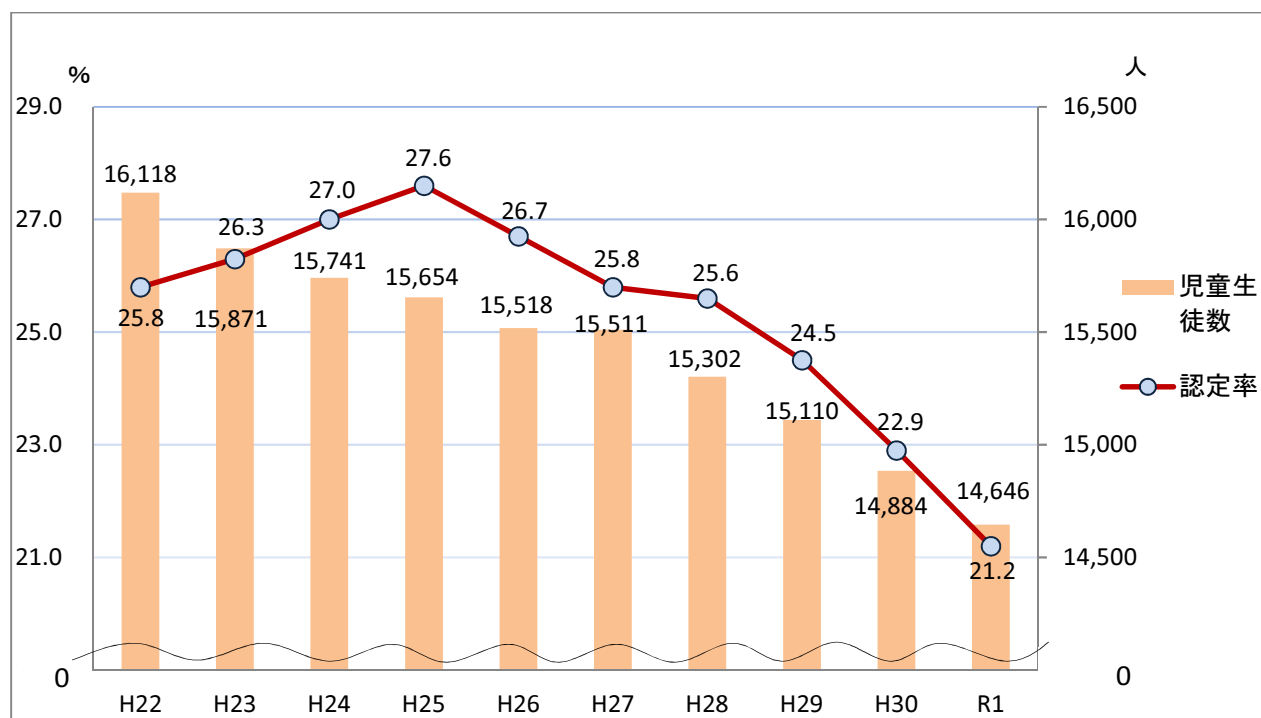
令和元年度の認定者数は、3,107人で、全小中学校児童・生徒に対する認定率は21.2%となっており、児童・生徒の約5人に1人が支給を受けている状況である。就学援助費支給総額は2億247万6千円となっている。

児童生徒数は、平成22年度から10年間で1,472人減少しており、認定率は、平成25年度をピークに6.4ポイント減少している。【図1】

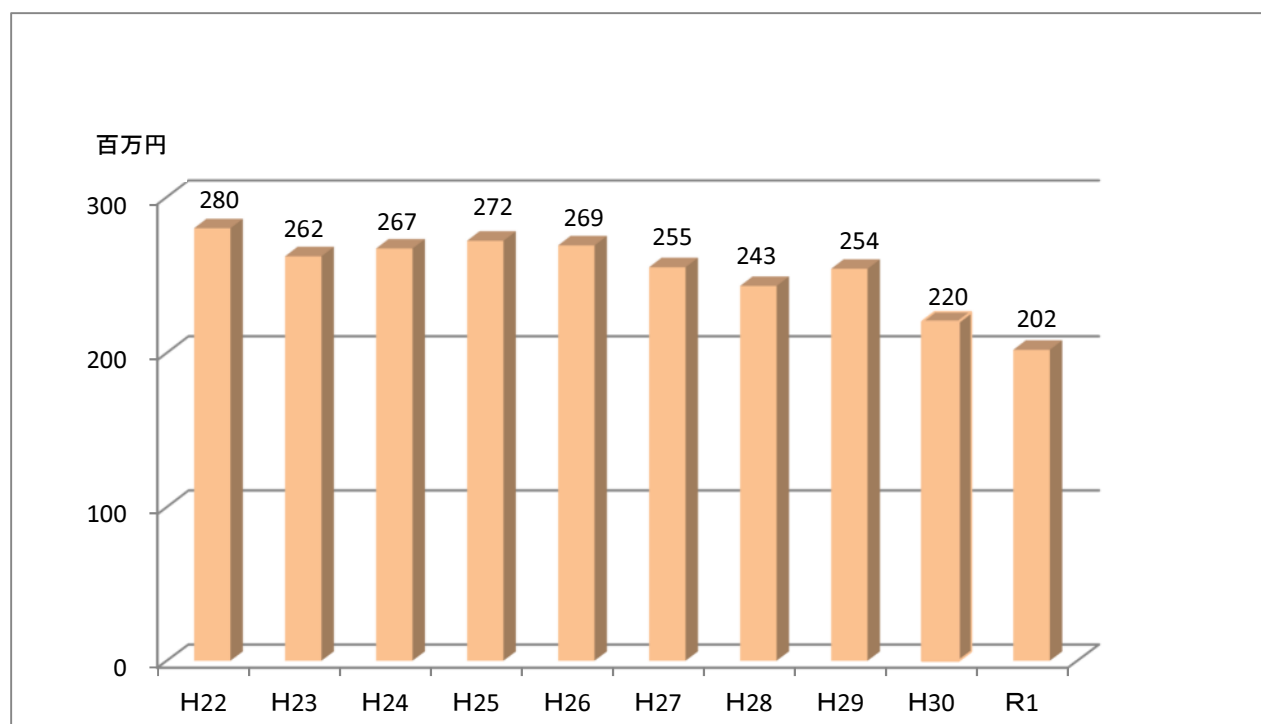
児童生徒数の減少や、認定率が平成25年度をピークに減少に転じていることから支給総額も減少傾向になっており、平成22年度と比較すると約7千8百万円の減少となっている。【図2】

※認定率・・・全児童生徒数に占める就学援助費受給者の割合

【図 1】本市の児童生徒数及び認定率の推移



【図 2】本市の就学援助費支給総額の推移



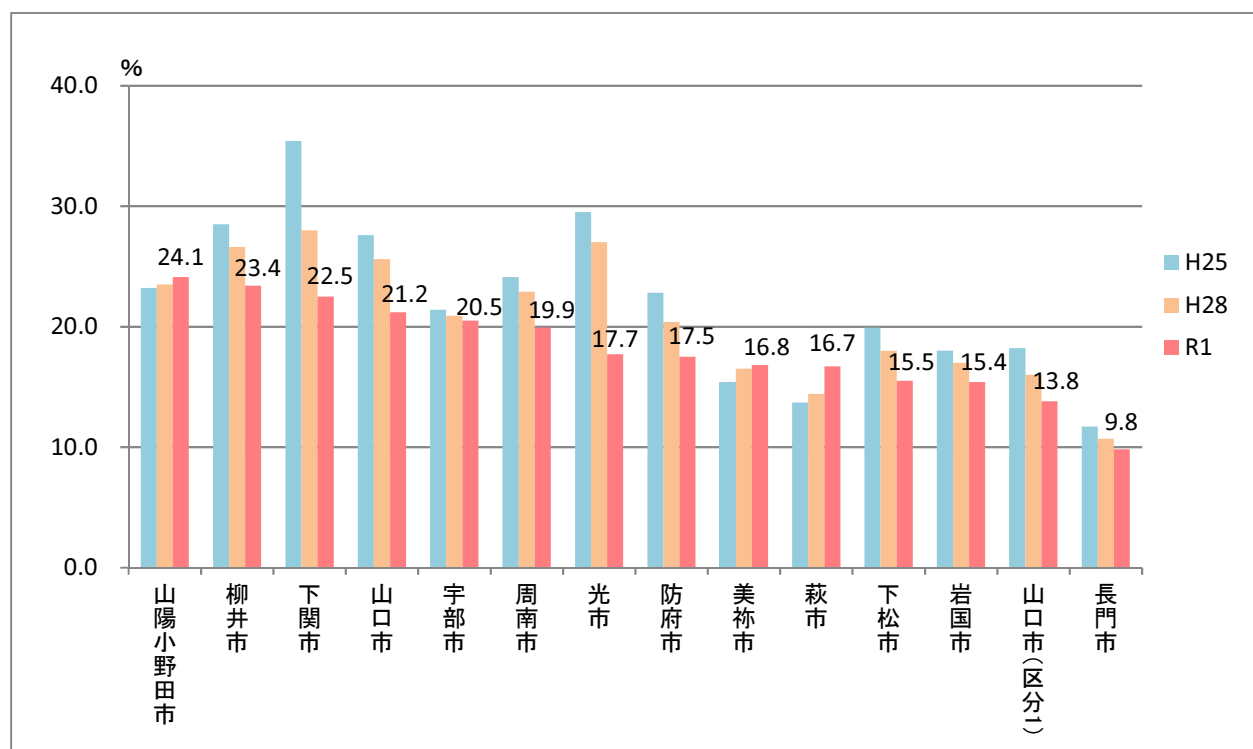
(3) 県内各市の認定率の推移及び基準額

県内13市における認定率の推移をみると、平成25年度と比較して、多くの市で認定率は減少傾向にある。本市以外は、就学援助を行う基準となる需要額の1.3倍未満を支給基準額の上限としており、令和元年度の認定率が一番高いのは山陽小野田市の24.1%で、一番低いのは、長門市の9.8%であり、本市の認定率は県内で高い方から4番目に位置している。20%超となっているのは、本市を含め5市となっている。【図3】

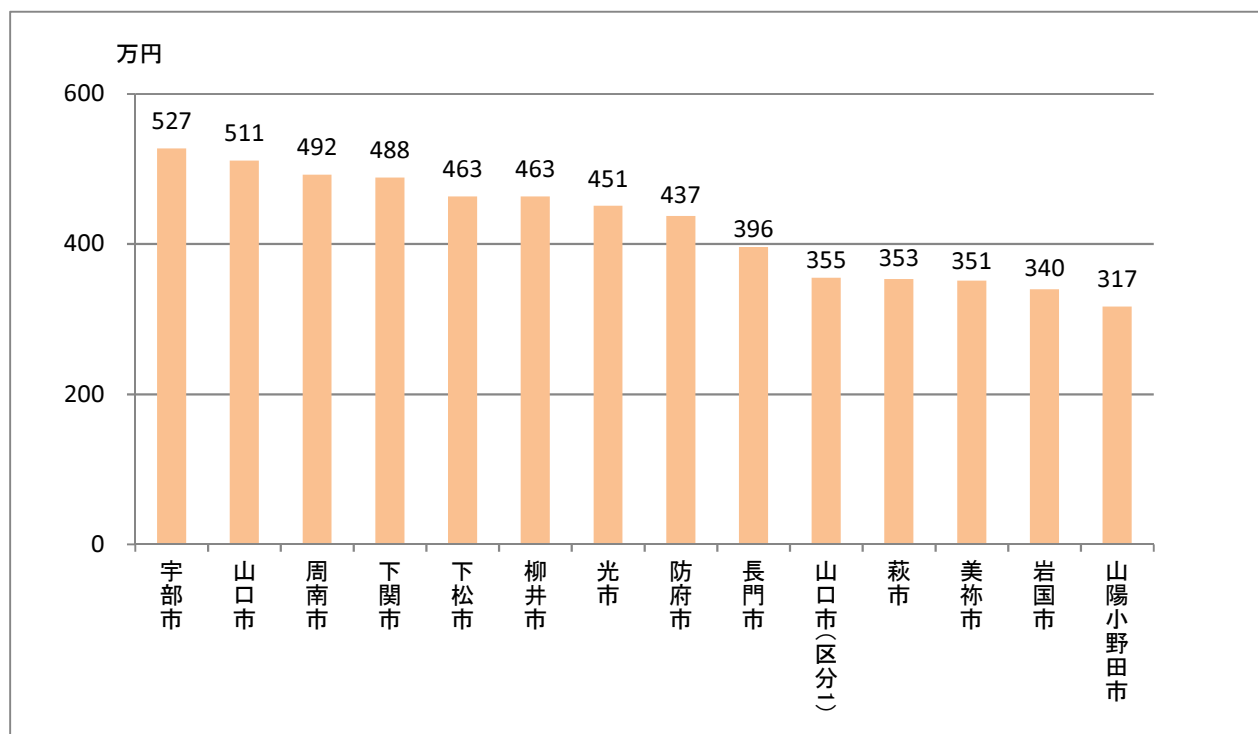
また、各市における支給基準額の上限をモデル世帯で比較したところ、本市は県内で2番目に高くなっている。これは、適用される生活保護の地域物価基準を勘案した地域区分が2級地の1という高い基準であることや、生活保護基準の見直しに伴い影響が生じることのないよう、需要額の算定には見直し前の基準を採用していること、また需要額の1.87倍までを支給基準額の上限としていることによるものである。【図4】

※支給基準額・・・就学援助費の認否の基準となる額

【図3】 県内13市の認定率の推移



【図 4】 県内 13 市の支給基準額



※父（40歳）、母（38歳）、子（13歳）、子（8歳）のモデル世帯（借家）における収入での支給基準額（上限額）を比較したもの

（４）本市の就学援助制度の適正化に向けたこれまでの取り組み

① 就学援助制度の見直し

平成17年度から準要保護者分について国庫補助金が廃止されたことから、全国の多くの自治体で就学援助制度の見直しについて検討が行われており、本市においても平成19年度に就学援助制度適正化検討委員会を立ち上げ、以降概ね3年を目処に制度の課題を検証し、適正化に向けた提言を行ってきた。

② 平成19年度検討委員会の提言内容

当時の制度は、基準より所得が1円でも上回れば「支給なし」、1円でも下回れば「全額支給」とする認定となっていたことから、所得階層に応じた段階的な支給を行うことが適切であるとの提言を行った。これにより、従来の支給基準額の算定を所得額から収入額に変更するとともに、収入額に対応した3段階の基準を設け、段階に応じた支給品目、支給金額に改正された。

また、支給金額が不足していた学用品費、新入学学用品費について適正額へ見直すことを提言したことを踏まえ、これらの経費について増額されるとともに、修学旅行費、校外活動費の経費も拡大された。

さらに、住宅扶助基準額の月額4万円については、生活保護に基づく借家特別基準を前提としているにもかかわらず、持家にも同様に適用されていること

は適切でないと提言したことにより、持家は月額1万3千円に見直された。

③ 平成23年度検討委員会の提言内容

収入状況に応じた3段階の支給区分設定について検証し、需要額の1.3倍未満を真に支援すべき対象者として位置づけ、低所得者世帯にはより手厚い支援が行われており、適正に制度運用されていると評価した上で、世帯収入だけでは判断できない複雑な家庭環境にある児童・生徒も見受けられることから、数値による均一の基準に加えて、学校と連携しながら生活実態に即した基準づくりを検討するよう提言を行った。

また、住宅扶助基準（借家4万円、持家1万3千円）については、経済的理由により就学困難な児童・生徒のいる家庭には、必要な基準と考えられるため、今後も、持家、借家に差異を用いた基準額は必要であると提言した。

その他には、支援制度を知らず、申請を行っていないケースも考えられることから、広報手段の充実を図ることや、関係者（学校・福祉部局・民生委員等）と連携しながら、奨学金制度や無利子貸付などの他の制度も紹介し、より実態に即した支援を実施することも提言した。

④ 平成26年度検討委員会の提言内容

支給基準算定の3区分方式は、収入状況に応じて段階的に支給を行うことを目的として導入した経緯があり、きめ細やかな本市特有の援助制度として定着していることから、当面は継続すべきであると提言を行った。

一方で、各区分の基準額（倍率）の設定の見直しについては、消費税増税や景気変動など先行き不安定な状況の中で、適正な基準額を定めるのは極めて困難であり、今は社会経済の動向を注視すべき時期であるとも提言した。

なお、県内比較をする中で、本市は比較的收入の高い世帯でも就学援助の受給対象になっており、その原因の一つに、住宅扶助基準が高いことがあげられ、借家を持家よりも優遇する合理的な理由に乏しいことから、借家の住宅扶助基準を持家と同一にすべきであると提言した。

また、支給品目、支給金額については概ね適切であり、児童・生徒の健康面に配慮して、給食費及び医療費は、優先的品目として取り扱う必要があると提言した。

就学援助費が本当に必要な世帯に適切に支給されるように、審査方法を検証するとともに、子どもの就学のために使われているかどうか調査を行うことも検討するよう要望した。また、制度の見直しを実施する場合には、必要に応じて段階的な見直しを行うなど、緩やかな変更措置や十分な周知等をするよう提言した。

⑤ 平成２９年度検討委員会の提言内容

支給基準算定の３区分方式は、本市特有の制度であるが、区分３に該当する世帯は比較的高い収入層に該当しており、真に支援が必要な世帯であるか慎重に判断するとともに、より支援が必要な区分の世帯への支援の在り方について検討するよう提言を行った。また、入学準備に係る経費は高額になることから、新入学学用品費の前倒し支給の導入について提言を行い、平成２９年度末から実施されている。

さらに、支給品目のうち、新入学学用品費、修学旅行費及び校外活動費については、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価を準用するよう、また、支払い回数については、学校現場や受給者からの意見を参考にしながら見直しするよう提言を行った。

その他、保護者の大きな負担となる制服の買い替えについて、現物支給も踏まえた支援の検討を要望した。

⑥ 本市制度の課題

本市は、支給基準算定にあたり、本市特有の３区分方式を導入し、需要額の１．８７倍までを支給対象としており、需要額の１．３倍を支給基準の上限額とする他市に比べて対象範囲が広く、比較的收入の高い世帯も支援が受けられる制度となっている。

変化する社会経済、教育環境において、真に経済的に就学困難な児童・生徒への適切な支援制度となっているか、限られた教育予算の中で、持続可能な制度として運用されているか、この点を本市制度の課題とする。

2 令和2年度制度内容の検証

(1) 検証項目

本検討委員会では、下記項目について検証を行った。

援助のあり方に関する課題

- ① 支給品目ごとの支給額の妥当性について
- ② オンライン学習通信費について

(2) 検証内容

① 支給品目ごとの支給額の妥当性について

学用品費やPTA会費、卒業アルバム代を含め、現行制度での支給品目及び支給額が適切かどうか、また、前回の検討委員会でも議論となった制服代についても検証した。【表1、2】

【表1】就学援助費の支給品目と支給額（令和2年度）

(単位:円)

		区分1		区分2		区分3	
		旧生活保護基準の 1.3倍未満		旧生活保護基準の 1.3倍～1.5倍未満		旧生活保護基準の 1.5倍～1.87倍未満	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
給食費		実費		実費の2分の1		実費の2分の1	
学用品費		16,300	27,900	-		-	
新入学用品		51,060	60,000	51,060	60,000	-	
修学旅行		実費 21,890以内	実費 60,910以内	実費 21,890以内	実費 60,910以内	-	
校外 活動	泊有	実費 1,600以内	実費 2,310以内	-		-	
	泊無	実費 3,690以内	実費 6,210以内	-		-	
医療費		実費		実費		実費	

【表 2】 山口市立小・中学校における保護者負担額 （令和 2 年度）

（単位：円）

学 年	保護者負担額					
	学校徴収金			学校徴収金以外		合計
	学用品費	PTA会費等	卒業アルバム	学用品費	通学用品費等	
小1	13,650	4,316		48,946	45,024	111,936
小2	10,651	4,564		6,247	2,684	24,146
小3	12,838	4,316		6,056	3,033	26,243
小4	13,996	4,631		36,330	2,684	57,641
小5	14,713	4,316		5,629	2,614	27,272
小6	16,299	4,367	8,428	2,018	2,764	33,876
中1	25,328	11,195		75,164	15,413	127,100
中2	23,866	11,195		1,453	4,400	40,914
中3	32,003	11,195	7,450	1,453	4,400	56,501

※保護者負担額は、学校からの報告額を基に子供一人当たりの平均的な経費を算出している。

保護者負担額の内容

学校徴収金	学用品費	ドリル、ノート、教材等
	PTA会費等	PTA会費、生徒会費、児童活動費、教育後援会費(クラブ活動費)等
学校徴収金以外	学用品費	制服、体操服、上靴、名札、水泳用品、絵具セット、算数セット、給食着、習字道具、辞書、裁縫道具、リコーダー、鍵盤ハーモニカ、彫刻刀等
	通学用品費等	ランドセル、通学用靴、通学用靴、雨具(合羽・長靴等)、ヘルメット等

② オンライン学習通信費について

本年、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、全国的に長期間にわたり学校休業となる中、オンラインを活用した取り組みが着目され、文部科学省においてもGIGAスクール構想を加速させ、令和5年度を整備完了年度としていた児童・生徒一人1台端末の整備を今年度に前倒して実施するなど、今後はICTを活用した教育の取り組みがさらに推進されていくことが予想される。

本市においては、今年度オンラインを活用した学習としてタブレットドリルを導入し、災害や感染症の発生時における学校の長期休業を見据え、学校だけでなく家庭においても活用を進めていくこととしており、各家庭での通信環境

整備への理解と協力について保護者へお願いしていく予定である。

国の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱において、ＩＣＴを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定又は正規の教材と同等と認められるものである場合、オンライン学習に必要な通信費について補助対象とされたことを受け、本市において各家庭に整備を依頼することによって生じる通信環境整備の経費及び通信費の支援について検証を行った。

3 適正化に向けた具体的方策の提言

(1) 支給品目ごとの支給額の妥当性について

支給品目ごとの支給額については概ね妥当である。ただし、卒業アルバムについては、児童・生徒にとって在校時の思い出として卒業時の記念となるものではあるが、高額であるため保護者の負担も大きいことや、各家庭の事情によって購入を断念するケースも考えられることから、優先的品目とのバランスや購入率等も考慮しつつ、卒業アルバム代の支援について、今後検討いただきたい。

また、その他に保護者の負担が大きいものとして、制服や体操服の買い替えがあげられるが、買替時期は子どもの成長によって異なり、一定の学年において支援することが難しいことや、友人、知人からの譲渡、PTAによるバザーなどにより、すべての家庭において一律に買い替えによる多額の負担が生じているわけではないことや、私服の学校があることも踏まえ、今後現物支給を含めた支援策について検討されたい。

(2) オンライン学習通信費について

新型コロナウイルス感染症の拡大が発端となって、教育現場におけるICTを活用した取り組みは今後拡充され则认为られる。本市において、今年度導入されるタブレットドリルもその一つであり、教育委員会がこれを正規の教材と同等と認め、家庭において活用される場合には、新たな保護者負担となりうることに考慮する必要がある。今後、保護者の理解をいただいたうえで家庭での活用を開始することとなった場合は、その整備費や通信費について国の補助基準を目処に真に支援が必要とされている対象者に対し、支援されるよう要望する。

(3) その他留意点

平成25年度から、国が生活保護基準を段階的に見直す中で、就学援助の支給基準額にこの見直しを反映させることについては、国からできる限りその影響が出ないよう対応方針が示されており、これに基づいて本市においては、見直し前の基準である特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額を採用しているため、現生活保護基準より高い基準となっている。

また、平成19年度の検証の結果、収入状況に応じて段階的に支給を行うにあたり3区分方式を導入しており、区分3に該当する世帯は、全世帯の平均収入を考える上で比較的高い収入層に該当していることから、真に支援が必要な世帯であるか否かを慎重に判断すべきである。

平成25年度の生活保護基準の見直し前の基準額を据え置き、既に8年が経

過しており、上記のことも踏まえ、直近の基準額を採用することや3区分方式の認定についても合わせて見直しを検討されたい。見直しにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が停滞するなど、今後の社会経済の先行きが不安定であることも十分に考慮し、慎重に対応されるよう要望する。

おわりに

本制度は、児童・生徒が経済的不安を感じることなく就学できるよう、真に支援が必要な家庭に対し適切な支援を行うことを目的に、市民の理解のもと持続可能な制度として適正に運用していくことが重要である。

今後、教育現場でのＩＣＴを活用した学習の取り組みは、さらに進んでいくと考えられることから、その支援についてもこれからの時代に即した内容を取り入れていく必要がある。

これらのことを念頭に、今回検討委員会では様々な視点から本制度を検証し、適正化に向けて提言をまとめた。

全ての児童・生徒が、学校生活を安心して送ることができるように、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒を支援していくことは、当事者への一時的な支援だけに留まらず、未来の日本における貴重な人材を育む重要な施策であると捉えている。

これからも就学援助の適正化を検証していくことで、この制度が子どもたちの輝かしい未来に向けた、持続可能な制度として確立していくことを期待する。